

# 会 議 録

会議名	平成30年度 第3回豊田市入札監視委員会		
日 時	平成31年2月5日(水) 午後3時～午後4時30分		
場 所	豊田市役所 南庁舎3階 南31会議室		
出席者	委員長 曾我部博之	総務部	副部長 藤本 聡
	委 員 岡田 千絵		検査監 八木 重善
	丹羽 忠彦	契約課	課 長 能見 秀行
			副課長 永田 浩晃
			担当長 岸上 和美
	【欠席】		担当長 村井 幸介
	委 員 河野 伊知郎		担当長 中條 圭祐
		上下水道局総務課	課 長 水谷 隆治
			副課長 石川 直美
		担当長 成瀬 孝紀	

## 1 総務部副部長あいさつ

## 2 報告事項

### (1) 平成30年度第3四半期の契約状況

#### ◇市長部局

質 問	回 答
不調不成立の割合が増加しているが、問題になっていないのか。	再発注で対応しており、現状では市民生活に大きな影響が出ているとは認識していないが、今後も動向を注視していく。
不調不成立の原因は、工事が多いことか。	豊田市自体の発注件数も増加しているし、首都圏を始め民間の建設需要も旺盛で、資材及び人手不足が続いている状態と考える。
物品借入の防犯カメラ関係リースが増加しているが、一般競争と随意契約の違いは。	既存のシステムにカメラなどを一部追加する場合は随意契約で、システム全体を新規にリースする場合は一般競争としている。

#### ◇上下水道局

質 問	回 答
不調不成立となる案件の特徴は。	道路や河川工事に伴う水道管等の支障移転工事の不調不成立が多い。道路工事等の影響で技術者の拘束期間が長くなったり、業者間の調整が必要となることが要因と考える。

### (2) 入札参加停止等の状況

質 問	回 答
質問なし	

### 3 審議事項

#### (1) 平成30年12月議会案件

質 問	回 答
質問なし	

#### (2) 委員選定案件等

質 問	回 答
高額で高落札率だと問題がありそうだが、金額と落札率に因果関係はあるのか。	落札率は金額よりも工事の内容によるが、金額が高い工事は技術力も必要な工事が多く、業務の内容により、高落札率になる場合がある。
JVで発注する決まりは。	規模の大きい工事で市外に発注する場合などに、市内企業の育成や市内貢献を目的として、基準に基づきJVで発注している。
失格となった2者の入札金額が近いため、調査基準価格が誤っていることはないのか。	ダンピング対策のため、国の基準に基づき調査基準価格を設けている。失格者が多い場合には、積算内容の確認を担当課及び技術管理課に依頼しており、本案件の調査基準価格は誤っていないと認識している。結果としては残念であるが、制度上は失格となってしまう。
調査基準価格はどれくらいか。	設計金額のおおむね8割から9割くらいである。
調査基準価格の算出方法は業者も知っているのか。	計算式は公表しているため、算出方法は知っているが、案件ごとの調査基準価格自体は公表していない。
参考見積から予定価格を算出していることは多いのか。	県の積算基準で積算していることもあるが、特殊な案件は、参考見積から算出している。参考見積をそのまま採用するのか、また複数業者から徴収した場合に平均値あるいは最低値を採用するのかなどは担当課で判断している。
委託で高落札率となる案件がある理由は。	特殊な業務や求める内容が高い案件は、参考見積業者や応札者が限られ、高落札率となる傾向がある。

### 4 その他

#### (1) 「豊田市設計違算等に関する事務取扱要領」の施行について

質 問	回 答
設計違算の原因者は誰か。外注先の業者か。	設計書は職員が作成しており、担当職員の不注意や所属による確認不足等が原因である。
契約締結後は、相手方の同意による解除が原則で、例外として相手方の同意がない場合や社会的な影響、軽微な誤り等を理由に契約解除しないこととする方が、入札の公正性を保てないか。	他市では契約解除を原則としている事例が多いことは承知しているが、これまでの本市の基本姿勢との整合性・継続性を考慮した。また、契約相手に何ら落ち度がない中で、市の一方的な事情による契約解除を原則的な取扱いとすることは、契約

	の当事者として問題があると判断した。違算等があったとはいえ、契約自体は有効であり、相手業者への影響も考慮して、継続を原則としている。ご意見は最終案の検討にあたり、参考にさせていただく。
第5条第4項の「契約の着手日が到来した後」は「契約日以降」で良いのではないか。	修正する方向で検討する。
「軽微な誤り」の範囲は。今後の事務の適正化のため、範囲を明確化しておいたほうが良いのではないか。	設計金額の一定割合までという考え方もあるが、金額にかかわらず、違算の有無が落札者の決定に影響しないという点を重視している。範囲の要件を明確に規定することは難しく、今後の運用で判断を積み重ねる中で、それが内規等になることを想定している。

- (2) 平成30年度意見具申に向けた意見集約について  
平成31年2月20日(水)が委員からの素案提出期限
- (3) 第4回委員会(意見具申)の開催予定について  
平成31年3月27日(水) 午後3時から 南53会議室